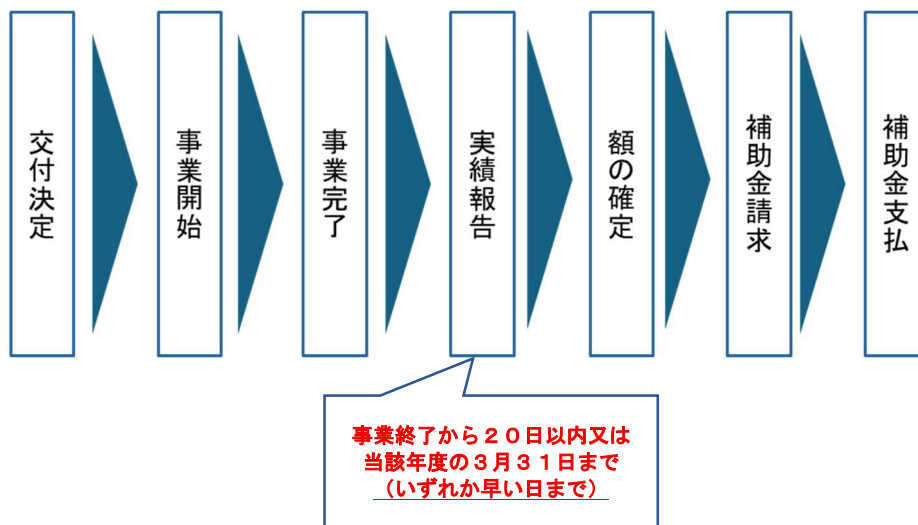


水中ロボットコンテスト出場支援補助金の利用について

基本ルール

山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）、水中ロボットコンテスト出場支援補助金交付要綱に定めるところにより、補助事業を実施してください。

【補助事業の流れ】



- ✓ 経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものが対象となります。
- ✓ 補助事業の経理処理に当たっては、事業目的に合致した経費であって、補助事業に使用されたことが確認できる資料を整理する必要があります。注文書、領収書等の証拠書類は時系列に整理・保管し、実績報告書の提出時に添付してください。
- ✓ オンラインでの購入等により、領収書が発行されない場合は、注文画面や支払が確認できる書類の添付をお願いします。
- ✓ 旅費は、大会出場に関連した公共交通機関の利用やレンタカー代に要する費用を想定しています。自家用車のガソリン代など、補助事業に要したことが、客観的に確認できない場合は対象外となります。

消費税等の取り扱い

補助対象額には、消費税等の額は含めないでください。

但し、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて算定できるものとします

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者、簡易課税事業者である補助事業者
- (3) 消費税法別表第3に掲げる法人（財団法人、社団法人、学校法人、国立大学法人、独立行政法人等）の補助事業者
- (4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

補助対象経費の支出方法

- ・原則、銀行振り込みによって支払ってください。
- ・現金、クレジットカードでの支払いの場合は、補助事業者が支払ったことを証明する書類を添付してください。
- ・商品券等で支払った場合、当該商品券等を、補助事業者が購入したことの証明が必要です。利用される場合は、必ず事前に相談してください。
- ・ポイントやクーポン（補助事業者が負担していないもの）は、補助対象外となります。

交付申請について

- ・交付申請書への押印は不要です。
- ・「誓約書」には、出場予定の大会名や開催地、開催時期等を明記してください。（大会名は正式名称等でなくても可）

実績報告について

- ・事業完了日から20日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。
- ・事業完了日が交付申請書に記載した事業完了予定日を超過する場合は、その理由等を記した書面の提出をお願いします（まずは県担当者までご相談ください）。

【問い合わせ先】

山口県 産業労働部

イノベーション推進課技術革新支援班

email : a16900@pref.yamaguchi.lg.jp

tel : 083-933-3143